

第8回小諸市廃棄物減量・再資源化等推進市民会議議事録

【日時】 令和4年11月29日（火）18時00分～19時30分
⇒18時00分～19時45分

【場所】 小諸市役所3階 第1・第2会議室

【出席者】: 細谷会長、木内副会長、原委員、村田委員、宇野委員、武者委員、佐藤委員、井出委員、下崎委員、清水委員、塩川委員、事務局

【欠席者】: 依田委員

1 開 会

2 挨拶

【会長】

なかなかコロナウイルス感染が落ち着かない状況である。

今回の市民会議は8回目になり、具体的な議論を深めていかなければならない時期になる。

限られた時間ではあるが、有意義な意見がたくさん出れば良いと思う。

【事務局】

今回の市民会議には、事務局であるごみ減量推進係の係員全員が参加している。

初参加の係員の自己紹介をさせていただく。

⇒初参加の係員が自己紹介を実施した。

3 会議事項

【事務局】

本日の会議事項が多く、会議時間が足りなくなる可能性が高い。

今回の市民会議では、事務局からの説明に対する質問のみにしていただきたい。

そして、ご自宅をよく考えて頂き、1月に行う予定である第9回市民会議で、今回の議題の意見や提案をいただきたいと考えている。

【会長】

密度の濃い議論をするためには、事務局の提案内容を理解しなくてはならない。

今回は、提案に対する質問のみ行い、次回活発な議論を行った方が良く考える。

⇒委員の賛同が得られたため、本市民会議では、事務局提案に対する質問のみを行うことに決まった。

(1) 小諸市ごみ減量目標及び対策について

【事務局】

⇒事務局が考えるごみ減量目標及び対策について説明した。

○概要

次期ごみ処理基本計画(令和6年度～令和13年度までの8年間)の最終目標は、「燃やすごみ 1,000t減量」である。

目標値は、燃やすごみ指定袋内の異物の構成比を21%にすることである。

令和4年度の組成調査で、燃やすごみ指定袋内に「生ごみ、古紙類、プラスチック製容器包装」の3種類の異物が約33%混入していることが分かっているため、ごみ減量対策を実施して、構成比21%(12%削減)にすることが目標である。

この目標値が達成できれば、燃やすごみを1000t減量することができる。

具体的対策として、前回の第7回市民会議で議論した「生ごみキャンペーン」や「レジ袋タイプのごみ指定袋」、「ごみ指定袋帯での割引制度」を早めの実施したいと考えている。

そして、今回の市民会議の議題である「資源回収ボックスの設置」、「プラスチック資源を一括回収」、「各種広報活動」を徐々に行うことを検討している。

令和13年度のごみ処理基本計画終了時までに最終目標の燃やすごみ1000t減量できるように努めたいと考えている。

⇒会長から、「具体的な内容を聞いてから不明点を質問した方が良い」という意見を受け、会議事項(1)の質問は省略。

(2) 令和4年度組成調査結果について

【事務局】

⇒組成調査結果について説明し、委員の質問に回答した。

○概要

令和4年度は、6月・10月の2回、組成調査を実施した。

小諸市の課題となっている「燃やすごみ」に排出されたごみの構成比については、燃やすごみ(適正排出品)は67.7%、資源物に分類されるものは28.3%、その他が4%であった。

資源物の内訳は、生ごみが11.1%、古紙類が11.6%、プラスチック製容器包装が

5.6%である。

令和2年、3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で組成調査を中止していたので、令和元年度の組成調査結果の構成比との比較についても説明する。

令和元年度と比較して、適正排出品が3.4%減少(令和元年度結果:71.1%)、生ごみが1.1%減少(令和元年度結果:12.2%)、古紙類は変化なし(令和元年度結果:11.6%)、プラスチック製容器包装が2.1%増加(令和元年度結果:3.5%)している。

例年適正排出品は70%前後で推移しており、令和4年度が例年と比較して悪いというわけではない。

しかし、依然として生ごみ・古紙類等の不適正排出品が約30%あることから、これの分別を促していくことが大切である。

仮に燃やすごみ指定袋内に混入している古紙類をすべて資源物に分別できた場合、年間の燃やすごみの焼却経費が約1,620万円節約でき、さらに分別された資源物の売却により約480万円収入が見込める。

よって、合計約2,100万円の経費の節約効果が期待できる。

古紙類の分別だけでも大きな経費節約効果があるので、生ごみやプラスチック製容器包装も分別できれば、さらに大きな効果がある。

また、現在の原油高騰や資源価格の高騰により、今後さらに適正分別による費用対効果が大きくなると考えられる。

今回、お配りした資料には、4つの対象地区ごとの結果があるので、各地区ごとの対策を考える際の参考にさせていただきたい。

数値を確認すると、市街住宅地と農村地域は分別がしっかりできている。

しかし、1袋あたりのごみの排出量を計算すると、商店街地域が3.3kg、市街住宅地が4.31kg、集合住宅団地が2.44kg、農村地域が4.55kgである。

市街住宅地や農村地域は、分別はしっかりできているが、1袋あたりのごみの量は多いということである。

ごみの適正分別を促すだけでなく、1世帯(1袋)あたりのごみの量を減らしていく対策も考える必要がある。

令和5年度以降も年2回、組成調査を実施する予定であり、ごみの減量、適正排出、リサイクル率向上に向けた対策を考える際の基礎資料としていきたい。

※質疑応答、意見

【委員】

ごみの分別を主題にしているが、ごみの分別を促しても、ごみが減らない可能性が高いのではないか。

分別を促すよりもごみ自体の減量を主題にしていくべきである。

【事務局】

確かに燃やすごみの分別を促すだけでは、生ごみや古紙等の違う区分にごみに移るだけで、ごみ自体の減量にはつながっていないかもしれない。

しかし、小諸市としては、ごみを分別し、資源としてリサイクルしていくことも重要であると考えている。

この会議は、廃棄物の減量と再資源化を推進していく会議であるので、再資源化についても検討していきたい。

小諸市の現在のリサイクル率は25%程度であり、このリサイクル率をどれくらい向上させるかについての数値目標も今後示したい。

【委員】

事務局は、1世帯あたりのごみの量を減らす対策を考えたいと言っていたが、1世帯あたりではなく、1人あたりのごみの量を減らすことが重要なのではないか。

今回の話を聞いていると、1人あたりのごみ減量目標についての数値目標がない。

小諸市の1人あたりの減量目標を考えなければならない。

【事務局】

1人あたりのごみの量を減らすことも大切だと考える。

今回、組成調査を実施した4地区の1世帯あたりのごみの量の数値を示した。

これは、まず、1世帯あたりのごみを減らしていきたいと考えているからである。

地区によって世帯数や年齢にバラツキがあるので、地区ごとにアプローチの仕方が違ってくると考える。

1世帯あたりのごみの量を減らせれば、1人あたりのごみの量も減と考えている。

今後、1世帯あたりや1人あたりのごみ減量目標についても示せるようにしたい。

【委員】

世帯別、年齢別ごとにアプローチの仕方を変えていくのは大切だと思う。

事務局が考えるように減量対策を細分化していき、燃やすごみ1000t減量を目指すことは良いと思う。

【委員】

組成調査を今年から年2回にした理由を教えて欲しい。

私の考えだと、まず1回目の組成調査を実施し、結果を確認する。

その結果を踏まえて、減量対策を実施し、その後、2回目の組成調査をする。

1回目の2回目の結果を見て、減量対策の効果があったのかを確かめるという意図があると思うが、どうなのか。

【事務局】

今年から組成調査を2回実施した理由は、季節によってごみの量が変わるのかを確かめるためである。

本当は、春夏秋冬と各シーズンごとに4回実施したかった。

しかし、春と冬はごみの量が多く、収集作業に支障をきたすため、夏と秋の2回実施することにした。

【委員】

適正分別ができていない地区の方が1世帯あたりのごみの量が多いという話だが、なぜそうなるのか理由は分かるか。

【事務局】

プラスチック製容器包装や古紙類は、燃やすごみの適正品より軽い。

よって、適正分別できている地域は、燃やすごみ指定袋の中に重い燃やすごみが多く入っている。

逆に適正分別ができていない地域は、燃やすごみ指定袋の中に軽いプラスチック製容器包装や古紙類の資源を多く入れているのではないかと考える。

市街住宅地と農村地域は分別がしっかりできているのは、昔から小諸市に居住しており、小諸市の分別方法を理解しているのではないかと考える。

逆に、商店街地域と集合住宅団地は、市外や県外から転入してきた人が多く、分別方法を理解していないのではないかと考える。

このような理由で、適正分別ができていない地域の方がごみの量が多いと推測される。

(3) 資源物回収ボックスの設置について

【事務局】

⇒事務局が考える「資源物回収ボックスの設置案」について説明し、委員の質問に回答した。

○概要

小諸市では、古紙類・古着等の資源物は、決められた曜日に集積所で収集しており、市の収集以外には、ツルヤ等の大型店舗における独自の資源物回収がある。

また、資源回収報奨金交付制度を行っており、団体に資源回収を促し、報奨金を交付している。

しかし、「①燃やすごみ指定袋内に雑誌・雑紙を主とした資源物が大量に混入している」、「②古着は雨に濡れると再利用できなくなり、焼却処分することになってしまう」等の課題がある。

対策として、「24時間資源物を持ち込める回収ボックスを小諸市内に設置し、資源物の分別を促すこと」を検討している。

資源物を回収ボックスに持ち込むことで、エコポイント等のポイントが付くシステムを導入することも良いのではないかと考える。

※質疑応答、意見

【委員】

濡れた古着が再利用できなくなるということを知らなかった。

自分自身も雨の日に古着を出していたので、市民に広報していかなければならないと考える。

【事務局】

古着は、集積所から収集された後、主に海外に輸出し、海外で再利用されている。

コロナ禍以前は、濡れている古着でも販売できていたため、雨の日に集積所に出されても問題なかった。

しかし、コロナ禍以降、物流が滞る、古着の買取価格が下がる等の影響で、濡れた古着が売れなくなってしまった。

このような理由で、濡れている古着は焼却処分することになってしまった。

コロナが落ち着けば、濡れた古着も買取できるように戻る可能性があったため、積極的には広報をしていなかった。

今後、広報を実施し、市民に周知させたいと考える。

【委員】

リサイクルはとても大切なことであり、この会議の半分の目的が、再資源化やリサイクルについて考えることではないかと思う。

資源回収ボックスは、神奈川県横浜市にたくさん設置されている話を聞いたことがある。

心配なのは、資源物回収ボックスがあると、不要なものを捨てるごみ箱として利用する人が現れるかもしれないということである。

横浜市以外に、神奈川県鎌倉市でも「資源回収ポスト」という物を設置している。

ポストとしている理由は、「自分たちの未来に資源を届ける」という意味があるらしい。

リサイクルの目的がより明確になっているのではないかと思います。

横浜市や鎌倉市等の資源物回収ボックスを設置している自治体に、効果や問題等を確認してみてもどうか。

【事務局】

実際に資源物回収ボックスを設置している自治体に連絡したいと考える。

【委員】

小諸市内には、老朽化している集積所が多々ある。

屋根付きの集積所を作るだけでもコストがかかり、その費用は区が負担することになる。

古着のために、集積所に屋根を付けるのは厳しいと思う。

雨の日の古着の出し方や、周知の方法を考える必要があると考える。

(4) プラスチック資源の一括回収について

【事務局】

⇒事務局が考える「プラスチック資源の一括回収案」について説明し、委員の質問に回答した。

○概要

小諸市では、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を分別して回収しており、プラスチック製品は燃やすごみに分類される。

令和4年4月1日からプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック新法)が施行され、プラスチック製品のリサイクルが推進されている。

課題は、「①プラスチック製容器包装とプラスチック製品の違いについて理解しておらず、分別方法を間違えている市民がいる」、「②燃やすごみ指定袋内にプラスチック製容器包装が混入している」等である。

対策として、現在のプラスチック製容器包装とプラスチック製品の分別回収を止め、「プラスチック資源としてプラスチックを一括回収すること」を検討している。

この対策を実施すれば、プラスチックがすべてプラスチック資源となり、「①市民が分別方法を理解しやすい」、「②燃やすごみとして焼却処分されているプラスチック製品がリサイクルされ、燃やすごみ減量につながる」等のメリットが多い。

しかし、「①クリーンヒルこもろの設備を整える必要があるため、大量の公費がかかる」、「②リサイクル方法が2種類あり、指定ルート・認定ルートのどちらかを選択する必要がある」等のデメリットや検討事項が多々ある。

プラスチック新法は努力義務ではあるが、国はプラスチック製品のリサイクルを推進

しているため、検討が必要であると考える。

※質疑応答、意見

【委員】

プラスチックを一括回収するということは、クリーンヒルこもろができる前の分別方法に戻すということか。

【事務局】

クリーンヒルこもろが稼働する前は、プラスチック製品は埋立ごみとして回収していた。

過去には、汚れたプラスチックをオレンジ色の指定袋で収集していた時期もあった。

今回の議題は、汚れたプラスチック、プラスチック製容器包装、プラスチック製品等のすべてのプラスチックを一括して、1つの指定袋で回収するということである。

プラスチックすべてを資源としてリサイクルすることで、ごみの焼却量が減り、CO₂削減にもつなげることができる。

【委員】

市民は、プラスチックはまとめて全部出したいと考えている。

しかし、容器包装リサイクル法や経費の関係等があるため、分別しなければならない状況にある。

方針は良いが、現実的にできるのかをしっかりと検討しなければならないと考える。

【委員】

これまで、ごみ減量アドバイザーの活動で、容器包装リサイクル法について勉強し、きれいなプラスチックを集めると良いリサイクルができると学んだ。

汚れたプラスチックだと、良いプラスチック製品にリサイクルができないという認識だった。

プラスチック資源として一括回収すると、汚れたプラスチックが混ざってきしまうので、良いリサイクルができるのかが疑問である。

また、焼却処分する時だけでなく、リサイクルをする時にも CO₂ は排出されるので、慎重な検討が必要だと考える。

【事務局】

プラスチック資源として一括回収した場合のリサイクル方法は、2通りある。

1つ目は、「指定ルート(第32条)」で、容器包装リサイクル協会を経由して、プラスチックをリサイクルする方法である。

指定ルートだと、「①処理料金は安い、汚れたプラスチックはリサイクルできない」、

「②プラスチックの品質により、処理料金の変動する」等の特徴がある。

2つ目は、「認定ルート(第33条)」で、環境省が認定している施設や会社で、プラスチックをリサイクルする方法である。

認定ルートだと、「①処理料金は高いが、ある程度汚れたプラスチックでもリサイクルができる」、「②リサイクルできる品目の幅が広がる」等の特徴がある。

認定ルートであれば、ある程度汚れたプラスチックでもリサイクルすることは可能である。

逆に指定ルートでと、汚れたプラスチックはリサイクルできないので、現在と同じく、汚れたプラスチックは燃やすごみにいれなければならない。

どちらのルートが良いのかは、この会議の意見も聞き、検討していきたい。

【委員】

現在行っているプラスチック製容器包装のリサイクルは、指定ルートで行っているということか。

【事務局】

指定ルート(第32条)と認定ルート(第33条)は、プラスチック新法で規定されたもので、プラスチック製品もリサイクルできる方法である。

今は、容器包装リサイクル法で規定された方法でプラスチック製容器包装をリサイクルしているので、指定ルートでも認定ルートでもない。

【委員】

プラスチックを一括回収した場合、プラスチックの選別は、どこが行うのか。

【事務局】

指定ルートで容器包装リサイクル協会にプラスチックを引き渡す場合は、小諸市でプラスチックの選別を行わなければならない。

汚れたプラスチックと綺麗なプラスチック等に別けて、汚れたプラスチックは焼却処分、綺麗なプラスチックを容器包装リサイクル協会に引き渡すということである。

認定ルートで環境省に認定された施設や会社に引き渡す場合は、汚れがひどいプラスチックのみ小諸市で排除しなければならないが、それ以外の選別は、引き渡し先の会社の機械で自動選別することになる。

【委員】

プラスチックを一括回収する場合、クリーンヒルこもろの設備をどのようなものに変更しなければならないのか。

【事務局】

指定ルートの場合は、引き渡せるプラスチックの基準が厳しいため、プラスチックを

選別するライン(機械や人手)を整える必要がある。

また、容器包装リサイクル協会のプラスチック回収頻度が少ないため、プラスチックを長期間保管する場所(ヤード)を拡幅する必要がある。

認定ルートの場合は、引き渡せるプラスチックの基準が緩いため、プラスチックを選別するラインを整える必要はない。

また、プラスチックの回収頻度を自治体が指定できるので、長期間保管できるヤードを拡幅しなくても、プラスチックを回収してもらうことができる。

しかし、プラスチックを運搬の際に、発火する危険性があるリチウムイオン電池等を排除できる設備等を整える必要があると考えられる。

【委員】

経費を出してまでやる必要があるのかを検討すべきである。

これまでどおり「①プラスチック製容器包装とプラスチック製品を分別し、プラスチック製品は燃やすごみで排出すること」と、今回の「②経費をかけて設備を整え、プラスチックを一括して排出すること」のどちらが良いのか、しっかり比較する必要があると考える。

【委員】

今後、自治体は、プラスチック新法に従って、指定ルートか認定ルートを選んでいかなければならなくなるのか。

それとも今までどおり、容器包装リサイクル法の処理方法を選ぶことができるのか。

【事務局】

プラスチック新法は、プラスチック製品もリサイクルするという法律であるが、努力義務である。

よって、自治体は、プラスチック新法によるリサイクルを行わなければならないということではない。

しかし、限りある資源をリサイクルするために、検討する必要があると考える。

また、今後、自治体にごみ処理施設を造る際、プラスチック新法に対応した施設にしないと、国から補助金が出ないという現状がある。

今後は、国の方針に従い、プラスチック製品もリサイクルする方向にしていく自治体が増えると予想される。

【委員】

これまで、プラスチック製品は、燃やすごみ又は埋立ごみにするしかなかったが、技術的にリサイクルできるようになったため、プラスチック新法で国はリサイクルを推進している。

事務局の話にもあったが、この国の方針に従わないこともできるが、従わないと新しいごみ処理施設を造る際に補助金が出ないため、国の方針に従う自治体は増えると考ええる。

小諸市は、平成28年にクリーンヒルこもろができたので、しばらく検討することができるが、ごみ処理施設が老朽化している自治体は、早急に結論を出す必要がある。

また、プラスチック資源の一括回収を行うと、一度に収集するプラスチックの量が増えるため、収集業者が対応できるのか、クリーンヒルこもろで選別できるのか等問題が多々ある。

経費がかかることなので、お金を出してでもプラスチック製品をリサイクルする必要があるのかをしっかりと検討する必要がある。

【事務局】

国は、プラスチック製品をリサイクルする方針である。

小諸市はまだ検討する猶予があるが、クリーンヒルこもろが老朽化し、新しくごみ処理施設を造る際には、プラスチック製品もリサイクルする方向にしなければならないと考える。

焼却処分するごみの量が減れば、CO₂を減らすことができる。

現在、全国的にゼロカーボンの取り組みが進められているので、ごみだけでなく、環境全体で考えていく必要があるのではないかと考える。

小諸市民のために一番良い方法を考え、方向性を決めていきたい。

(5) 効果的な広報活動について

【事務局】

⇒事務局が考える「広報活動案」について説明した。

○概要

小諸市で現在行っている広報は、「①広報こもろの減ちゃんのごみ分別相談所」、「②ごみ減量アドバイザーによる出前講座やクリーンヒルこもろの見学者に対する分別指導、公民館まつり等のイベントでの分別指導」、「③市ホームページやごみ・資源収集カレンダー、ガイドブック、ごみサク等でのごみの分別」等である。

課題は、「①広報誌を読まない、カレンダーを見ない等、ごみの分別に関心のない市民に対しての指導ができていない」、「②出前講座等で分別指導する対象者が限定的である」、「③紙媒体だけではなく、電子媒体（SNS等）での広報も行っていく必要がある」等がある。

今後、実施しようと考えている新規広報方法案は、「①グーグルカレンダーの活用」、

「②LINE、Twitter等のSNSの活用」、「③YouTubeでの動画配信」、「④各種イベントでの広報」、「⑤集積所でのチラシ配り」等を考えている。

⇒会長から、「より良い広報案が思いついたら、事務局に連絡したらどうか」という意見を受け、会議事項(5)の質問は省略。

4 その他

(1) ごみ・資源分別ガイドブック（第3版）の作成について

【事務局】

平成30年7月1日に作製された第2版を4年ぶりに改訂し、第3版を作製した。

分別方法が分からないごみがあれば、ガイドブックを確認していただきたい。

また、インターネット上のサイトである、ごみ分別辞典「ごみサク」でもごみの分別方法を検索することができるので、活用いただきたい。

(2) 家電4品目回収サービスの開始について

【事務局】

令和4年10月26日(水)より、家庭からの家電4品目(①エアコン、②テレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機)の回収サービスが開始された。

これまで、家電4品目を処分する時は、「①家電量販店や販売店に引取りを依頼する」、「②郵便局でリサイクル券を購入して、指定引取所に持ち込む」という2通りの方法しかなかった。

今回、リネットジャパンリサイクル株式とSGムービング株式会社と協力して、

「③Webや電話で申し込みを行い、自宅で回収してもらう」という処分方法ができるようになった。

家電リサイクル料金と収集運搬料金がかかるが、便利に家電4品目を処分できるので、活用いただきたい。

【委員】

小諸新聞にごみの不法投棄の記事が載っていた。

谷底に家電等が捨てられていたという内容であったが、このような不法投棄を減らす対策も考えていかなければならないと思う。

(3) その他（次回日程等）

【事務局】

前回の会議で、「焼却炉の温度が下がると炉の寿命が短くなるのか」という質問を

いただいた。

クリーンヒルこもろに確認したところ、「一定の温度でごみを焼却できず、焼却炉の温度に波が起こると炉に負荷がかかる。焼却炉の温度が一定に保たれているのが一番良い。」とのことであったので、承知いただきたい。

【会長】

今後も気付いたことや気になること等あれば、あらかじめ事務局に連絡しておくのが良いと考える。

【事務局】

第9回市民会議 令和5年1月24日（火）18時～

5 閉 会